

【リフォームプラン】

(2024年10月18日現在)

商品名	あるしんリフォームプラン<しんきん保証基金>
ご利用いただける方	(1) 満年齢18歳以上の方 (2) 安定継続した収入がある方 (3) 保証会社「(一社) しんきん保証基金」の保証が受けられる方
お使いみち	<p>お申込人が居住(居住予定を含む)し、お申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し、お申込人が所有している自宅にかかる次の資金。</p> <p>① リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等</p> <p>② お申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>③ お申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※①または②と合わせた申込みに限る</p> <p>④ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(①と合わせた申込みで100万円以内)</p> <p>【対象となる建物の条件】 お申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの ※次のものは各種(仮)登記から除きます。 ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権 (他行住宅ローンとは、自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、お申込人の勤務先または共済組合から借り入れた住宅ローン)</p> <p>[留意事項] 次のいずれかに該当するものは対象になりません。 ・支払先が、お申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業</p>

	<p>・支払先が、お申込人の配偶者、親、子 空き家解体にかかる次の資金。</p> <p>⑤ 空き家解体費およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む）</p> <p>※⑤は申し込み時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）</p> <p>⑥ お申込人が⑤を使徒として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換資金および借換に伴う繰り上げ完済にかかる手数料。</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと <p>【必要書類】</p> <p>対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの）</p> <p>※資金使途⑥の場合は徴求不要</p> <p>※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可</p> <p>※お申込人と空き家所有者との続柄の確認は、信用金庫による聴取メモでも可</p>																				
<p>ご融資限度額</p>	<p><input type="checkbox"/> (①～④の場合) 1,000万円以内（1万円単位）</p> <p><input type="checkbox"/> (⑤・⑥の場合) 500万円以内（1万円単位）</p>																				
<p>ご融資期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 3ヵ月以上15年以内</p>																				
<p>ご融資利率</p>	<p><input type="checkbox"/> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>変動金利（年1回）</p> <p>毎年10月1日の当金庫所定の住宅短期プライムレートを基準金利として、12月の返済日の翌日から変更します。</p> <p><input type="checkbox"/> お取引に応じて、店頭表示金利から最大年▲0.7%まで優遇します。</p> <table border="1" data-bbox="470 1485 1460 2027"> <thead> <tr> <th>優遇条件項目</th> <th>優遇利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与振込（5万円以上）または年金振込（同居家族含む）</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>当金庫出資会員の方</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>公共料金（3項目以上）</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>定期預金・財形（残高50万円以上）</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>定期積金（50万円以上）</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>当庫住宅ローン・住宅金融支援機構の利用者</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム・エコキュート・家庭用風力発電の環境保全に対応した設備を設置された方</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>耐震工事・免震工事をされる方</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>アスベスト（石綿）対策にかかるリフォーム資金</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	優遇条件項目	優遇利率	給与振込（5万円以上）または年金振込（同居家族含む）	0.3%	当金庫出資会員の方	0.1%	公共料金（3項目以上）	0.1%	定期預金・財形（残高50万円以上）	0.1%	定期積金（50万円以上）	0.2%	当庫住宅ローン・住宅金融支援機構の利用者	0.1%	太陽光発電システム・エコキュート・家庭用風力発電の環境保全に対応した設備を設置された方	0.2%	耐震工事・免震工事をされる方	0.1%	アスベスト（石綿）対策にかかるリフォーム資金	0.3%
優遇条件項目	優遇利率																				
給与振込（5万円以上）または年金振込（同居家族含む）	0.3%																				
当金庫出資会員の方	0.1%																				
公共料金（3項目以上）	0.1%																				
定期預金・財形（残高50万円以上）	0.1%																				
定期積金（50万円以上）	0.2%																				
当庫住宅ローン・住宅金融支援機構の利用者	0.1%																				
太陽光発電システム・エコキュート・家庭用風力発電の環境保全に対応した設備を設置された方	0.2%																				
耐震工事・免震工事をされる方	0.1%																				
アスベスト（石綿）対策にかかるリフォーム資金	0.3%																				

お利息の計算方法	<input type="checkbox"/> 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算（元金均等）・月割計算（元利均等）とします。
ご返済方法	<input type="checkbox"/> 毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※貸付金額の50%以内につき、6ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用可
支払方法	<input type="checkbox"/> 工事契約先等に振込（保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可）
保証人・担保	<input type="checkbox"/> （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保証料・手数料等	<input type="checkbox"/> （一社）しんきん保証基金へ支払う保証料年0.54%（毎月払い）が必要です。 <input type="checkbox"/> 融資関係用紙代として220円（税込）が必要です。 <input type="checkbox"/> 所定の印紙代が必要です。 <input type="checkbox"/> 振込の際には振込手数料が必要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	<input type="checkbox"/> 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（9時～17時 電話：0265-74-9618）にお申し出ください。 <input type="checkbox"/> 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	<input type="checkbox"/> お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <input type="checkbox"/> 現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。